

## ACSV MONTHLY LETTER

## ● 医療費控除の明細書について

前号で案内した通り、平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました（健康保険組合等が発行する「**医療費のお知らせ**」を添付したものは、**明細の記入が省略**できます）。医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。医療費の明細書は以下の手順で作成します。

手順	備考
① 1月1日～12月31日に支払った医療費の領収書を集める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療を受けた人ごと</li> <li>・病院・薬局ごと</li> </ul> ※「医療費のお知らせ」を添付するものは除く
② ①で分けたごとに合計し、医療費控除の明細書に記載する	「医療費控除の明細書」は、国税庁HPの「平成29年分確定申告の医療費の明細書添付義務化のお知らせ」から入手できます

なお、平成31年分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書の添付によることもできます。

## ● 医療費控除のポイント

医療費控除の基本的なポイントは以下の通りです。

- ① 本人だけでなく、本人と生計を一にしている親族の医療費も合算できます。
- ② 実際に支払った年分となるため、未払いとなっているものは翌年の控除となります。クレジットカード支払いの場合は、利用した時の年分となります。
- ③ 診療、治療、療養に必要な医療費が対象で、健康増進や美容のための費用は対象とはなりません。
- ④ 治療、診療に必要な医薬品の購入費用も対象となります。
- ⑤ 保険金などでカバーされる金額は、その対象となった医療費（入院、手術など）の金額を限度として差引くので、保険金が医療費を上回った場合でも、他の医療費からは差引きません。
- ⑥ 医療費控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。  
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。  
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。  
 住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。